

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成26年11月10日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 諮詢

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めるます。

平成26年11月10日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒人

記

1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

### 保護文化財 「木造菩薩形立像」（倉吉市）

天台宗大日寺（倉吉市桜）は、寺伝によると承和8（841）年に慈覚大師円仁が創建、のち永延2（988）年に惠心僧都<sup>えしんそうづ</sup>が再興したといわれ、平安時代末から鎌倉時代に栄えた。すでに同寺所蔵の仏像のうち、木造阿弥陀如来坐像が国指定重要文化財、木造薬師如来立像、石造大日如来坐像が県指定保護文化財に指定されている。

このたび文化財指定候補として諮詢する彫刻は、大日寺本堂に安置された仏像である。その様式から平安時代に位置づけられ、県内に残る古い時期のものとして重要である。



木造菩薩形立像

## 諮詢問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成26年11月10日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

### 保護文化財 「小川酒造」（倉吉市）

小川酒造の敷地は小鴨川に近い河原町に位置する。小川家は江戸時代から酒造を営む旧家で、明治以降、製糸会社などを起こした実業家でもある。

河原町の本通りに面して主屋が建ち、東側には洋館の応接間を設け、西側の通り沿いに構えた門から、ややセットバックして、別棟の座敷を設ける。敷地背面を流れる鉢屋川沿いに醸造施設も残っており、敷地内建物の大部分が国の登録有形文化財（建造物）に登録されている。これらは、敷地西側に隣接する庭園「環翠園」（国登録記念物）とあわせて、昭和初期に現在の形にほぼ整備されたと考えられる。

小川酒造は歴史的建造物が多く残る河原町のランドマークとなっており、なかでも主屋は近代における高い技術を用いて建てられた、大規模町屋建築として貴重である。



主屋外観



鉢屋川沿いに建つ旧仕込み蔵

## 諮詢

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めるます。

平成26年11月10日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく下記の名勝の指定について

### 名勝「小川氏庭園」（倉吉市）

倉吉市河原町の小川家は、江戸時代末期以降、酒造業、製糸業を中心に財をなし、倉吉の近代化の基盤を作った家系である。

このたび文化財指定候補として諮詢する小川氏庭園は、河原町通りに面した「前庭」、主屋と土蔵の間の「中庭」、鉢屋川沿いの地泉回遊式庭園「環翠園」で構成されるもので、現在国の登録記念物（庭園）に登録されている。

いずれも昭和初期頃の作庭とみられ、「流れ」と「回遊」を得意とする作庭家 翼武之助の代表作である。個人の近代庭園では山陰屈指の規模である。倉吉の商家の近代庭園の原点として当地の作庭技術、茶道など、当地の芸術文化向上に大きく寄与した庭園である。



小川氏庭園「環翠園」

## 鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

### 第2章 県指定保護文化財

#### (指定)

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

### 第5章 県指定史跡名勝天然記念物

#### (指定)

第30条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

（昭50条例40・平17条例4・一部改正）

### 第8章 雜則

#### (鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項（第39条第4項で準用する場合を含む。）並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭50条例40・追加、平18条例38・一部改正）